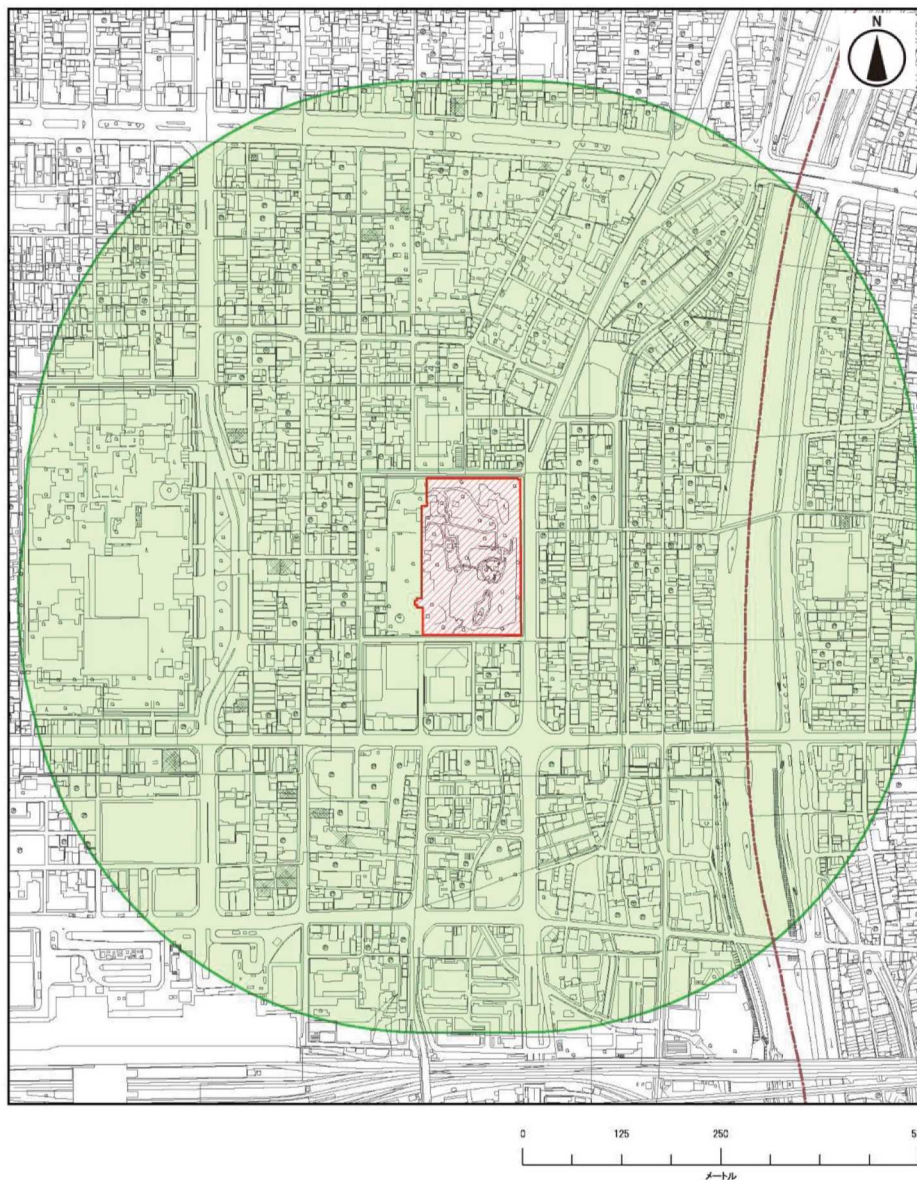




(35) 渉成園



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	渉成園の庭園で、上図に示す範囲
	近景デザイン保全区域	視点場の範囲の境界線からの水平距離が500m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

- 1 建築物等は、渉成園の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設けないこと。 ● 建築物等の各部は、庭園内の歴史的建造物等及びその背景となる東山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、渉成園の歴史的建造物、樹木等及び東山の山並みとの調和に配慮したものとする。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な庭園からの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

